

指定管理者を非公募により選定する理由

施設名	門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ
団体名	特定非営利活動法人トイボックス
非公募理由	<p>門真市立門真市民プラザについては、令和7年度の指定管理者候補者選定時に、旧砂子小学校跡地への移転後の施設のあり方等に関して十分な検討が必要であることから、非公募にて指定管理者の選定を行い、現指定管理者を選定したが、移転先の新施設の設計を進める中で、耐震診断・耐震補強設計の追加により実施設計期間が約5カ月延長となったことに伴い、開館時期が当初の想定より1年後ろ倒しとなり、引き続き暫定的な管理が必要となったことから、令和8年度の1年間についても門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第2項第4号により門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザを非公募にて指定管理者の選定を行った。</p> <p>また、昨年度に公民館及び市民プラザと併せて非公募にて選定した「門真市立市民公益活動支援センター」については、本年度をもって施設としては廃止が決定しているものの、施設廃止後も会議室や事務ブース等の貸室業務は従前の例により引き続き指定管理者が管理運営を行うことから、旧門真市立市民公益活動支援センターとして、公民館及び市民プラザと併せて非公募にて選定した。</p>
根拠法令	門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第2項第4号